

# 経営円滑化貸付のご案内

売上減少等により、経営の安定に支障が生じている中小企業者を支援します。

## 1 融資対象者

県内で1年以上同一事業を営む中小企業者及び組合等で(1)から(6)のいずれかに該当する方

- (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定により、市町長の認定を受けた方
- (2) 経済情勢の変化により著しい影響を受け、最近3か月間の売上が前年同期に比べて5%以上減少している方
- (3) 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方
- (4) 直近1年間の輸出に係る売上が、全体の売上の20%以上の方で、最近1ヶ月間の輸出に係る売上が前年同期比で20%以上減少しており、今後も減少傾向が続くと見込まれる方
- (5) 円高の影響により、最近1か月間の売上が前年同月比で10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる方
- (6) 原材料・エネルギーコストの高騰により、最近3か月間の「売上原価」が、前年同期と比べて10%以上増加しており、かつ、最近3か月間の「売上総利益(粗利益)」が、前年同期比で減少している方(取扱開始日：平成26年12月15日申込分より)

※市町長の認定を受ければ、信用保証の別枠が利用できる場合があります。

## 2 融資条件

融資限度額	1億円
融資利率	年1.10%(固定利率)
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)
資金用途	運転資金
担保・保証人	保証協会または金融機関の定めるところによる (第三者保証人不要)
信用保証	原則必要

## 3 申込先

申し込みは、県制度融資の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県制度融資を取り扱っています。

## 4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部地域金融室 ☎078-362-3321

または最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

## 5 その他

取扱金融機関または信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります  
また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件などがある場合もあります

### 【経営円滑化貸付への借換について】

既に経営円滑化貸付を利用されている方については、融資実行後2年以上を経過しており、かつ約定返済がされている場合は、経営円滑化貸付への借換が可能です。

なお、借換資金(経営円滑化貸付)に加え、当初借入額を上限に追加融資が可能です。

(月々の返済額を増やさない程度)